

五監公告第13号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和7年9月30日

五 泉 市 監 査 委 員

浅 井 昇

剣 持 雄 吾

1. 基準に準拠している旨

監査委員は、五泉市監査基準（令和2年3月25日監査委員訓令第1号）に準拠して監査を実施した。

2. 監査の種類

財政援助団体等（公の施設の指定管理者）監査

3. 監査の対象

五泉市村松さくらんど温泉及び農村環境改善センター・さくらんど物産直売所
（指定管理者 さくらんど温泉運営グループ）

商工観光課（指定管理に関する事務の所管課）

4. 監査の範囲

令和6年度出納その他の事務の執行状況

5. 監査の方法及び着眼点

公の施設管理に係る事務の執行、業務管理、運営状況が指定管理者制度導入の目的に沿い、適正かつ効率的に執行されているかどうかについて、あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係職員からの説明聴取を行い、監査した。

また、所管課に対しては、指定管理者への指導管理は適切に行われているかどうかの主眼をおいて監査を実施した。

6. 監査の実施場所及び期間

(1) 実施場所

監査委員事務局及び監査対象の執務室等

(2) 実施期間

令和7年8月29日～令和7年9月26日

7. 監査の結果

1から6までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行の一部に不備及び改善の検討を要する事項が見受けられたので、適正な執行に努められたい。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、担当者に対し指導を行い改善又は検討を要望した。

地方自治法第199条第14項の規定により当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を通知されたい。

指摘事項等については、以下のとおりである。

(1) 指摘事項

- ① 警備業務等の再委託の契約書において、契約期間の自動更新条項がある契約が締結されている。後年度予算の裏づけのない契約では、自動更新条項を設けられないことから、速やかに契約変更の対応をされたい。

自動更新条項については、過去に実施した別の指定管理者監査における指摘事項であるにもかかわらず、周知徹底がなされていないと見受けられる。商工観光課が主管課となっている他の指定管理施設において同様の契約を行っていないか改めて点検し、再発防止に努められたい。

- ② 指定管理者制度運営上の重要項目であるモニタリングの機能が市と指定管理者双方とも十分に果たされていない。適切かつ定期的なモニタリングにより状況把握、課題抽出を行い、安定的な管理運営、良質なサービスの提供、経営の健全化に努められたい。

併せて、指定管理者が提供する業務の水準を確認するため市が行う実績評価について、管理運営に係る透明性の確保のため、業務仕様書に記載のとおり評価結果をホームページ等により公表されたい。

(2) 所見

令和6年度の実績報告によると、コロナ禍からの集客の回復に伴い収入が増加しているが、支出がそれ以上に増加し赤字決算となっている。

令和5年4月より開始した温泉と物産直売所との一体的な管理運営により経費節減に努めるとともに、適切な管理運営、創意工夫による新たな集客、ニーズに応じた質の高いサービスの提供などにより赤字の解消、経営の健全化及び安定化を図られたい。更には、市と指定管理者との連携の上、地域に根差し市民に親しまれる施設として今後も発展していくよう引き続き努められたい。